定新規雇用者基礎数 (3)と別表六(二十)付表「6」のうち少ない数)	を	特定新規雇用者基礎数 ((3)と別表六(二十四)付表一「6」のうち少ない数)	
象移転型特定新規雇用者数 (19)と別表六(二十)付表「7」のうち少ない数)		移転型特定新規雇用者基礎数 ((19)と別表六(二十四)付表一「7」のうち少ない数)	
新規基準雇用者数 (別表六(二十)付表「12」)		非新規基準雇用者数又は特定非新規雇用者基礎数 (別表六(二十四)付表一「12」)	
象移転型非新規基準雇用者数 (別表六(二十)付表「13」)		対象移転型非新規基準雇用者数又は対象移転型特定非新規雇用者基礎数 (別表六(二十四)付表一「13」)	

調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑬」)	を	調整前法人 (別表	
税額超過構成額 六(六)「8の⑬」)	に、	当期分 (別表六(二十)付表「5の③」)	を
当期分 (別表六(二十四)付表一「5の③」)	に、	差引当期税額基準額残額 ((17)又は(24))－(別表六(十九)「16」)－(26)	を
差			
引当期税額基準額残額 ((17)又は(24))－(別表六(二十三)「16」)－(26)	に、	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑭」)	を
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑭」)	に改め、同表の記		

載整備第１号中「が租税特別措置法」の次に「第42条の12第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）、所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号。第３号において「令和４年改正法」という。）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（第３号において「令和４年旧措置法」という。）」を、「の租税特別措置法」の次に「（第３号において「令和２年旧措置法」という。）」を加え、同第11号後段を削り、同号(1)から(3)までを次のように改める。

(1)　30万円に「特定新規雇用者基礎数（(3)と別表六(二十四)付表一「6」のうち少ない数）(19)」の数を乗じて計算した金額に、別表六(二十四)付表二「10」の割合を乗じて計算した金額

(2)　20万円に「移転型特定新規雇用者基礎数（(19)と別表六(二十四)付表一「7」のうち少ない数）(20)」の数を乗じて計算した金額に、別表六(二十四)付表二「11」の割合を乗じて計算した金額

(3)　20万円に「非新規基準雇用者数又は特定非新規雇用者基礎数（別表六(二十四)付表一「12」）(21)」の数を乗じて計算した金額に、別表六(二十四)付表二「12」の割合を乗じて計算した金額

別表六(二十)の記載整備第11号を次のように加える。

(4)　20万円に「対象移転型非新規基準雇用者数又は対象移転型特定非新規雇用者基礎数（別表六(二十四)付表一「13」）(22)」の数を乗じて計算した金額に、別表六(二十四)付表二「13」の割合を乗じて計算した金額

別表六(二十)の記載整備第11号中「、租税特別措置法」の次に「第42条の12第１項、令和４年旧措置法」を加え、「又は令和２年改正法第15条の規定による改正前の租税特別措置法」を「又は令和２年旧措置法」に改め、「（租税特別措置法」の次に「第42条の12第２項、令和４年旧措置法」を、「及び」の次に「令和２年改正前措置法（」を加え、「第16条」を「附則第14条第２項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和２年改正法第16条」に、「（以下」を「をいう。以下」に、「「令和２年旧措置法」という。）」を「同じ。）第42条の12第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）、令和４年改正法第12条の規定による改正前の令和２年改正前措置法（(5)及び(8)において「旧令和２年改正前措置法」という。）」に改め、同号(1)中「特別控除）」の次に「又は令和４年旧措置法第42条の11の３第１項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」を加え、同号(3)中「の規定」を